

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校の教育活動の
再開にあたっての留意事項について（通知）

このことについて、5月25日（月）からの県立学校の教育活動の再開にあたっては、別添「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校再開ガイドライン【高等学校版、特別支援学校版】（令和2年5月20日時点）」の内容に従い、適切に対応いただくとともに、下記のことについて留意いただくようお願いします。

記

1. 教育活動の再開にあたっての対応について

別添「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校再開ガイドライン【高等学校版、特別支援学校版】（令和2年5月20日時点）」の内容に従い、適切に対応すること。

2. 今後、児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合の対応について

- (1) 文部科学省「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月17日改訂版）」で示された内容に基づき、健康福祉部等と協議の上、当該児童生徒等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、学校の全部又は一部を臨時休業とするか、感染者又は濃厚接触者に特定された児童生徒等の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応とするかを決定する。

ただし、県内における新規感染者が急増した場合など、地域全体の活動の自粛を強化する一環として、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請がなされた場合は、地域一斉の臨時休業を決定する場合がある。

- (2) 児童生徒等が「帰国者・接触者外来」へ受診・検体採取となった場合は、当該児童生徒等の保護者から速やかに学校に連絡するよう徹底し、その上で保健体育課健康づくり推進室へ電話で第一報を入れること。

また、所属の教職員が同様の状況となった場合は、令和2年5月12日付け島教総第132号「教職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について（通知）」に基づき、学校企画課企画人事スタッフへ報告すること。

児童生徒等、教職員いずれの場合においても、PCR検査の結果、陽性が判明した場合には、施設の一時的閉鎖、消毒作業の実施等適切に対応すること。

3. 授業日数及び出欠の取扱いについて（別添資料参照）

（1）学校の全部を休業とする場合は、これまでどおり授業日数に含めない。学校再開後に分散登校を行う場合で、一部の学年又は一部のクラス等を出校の対象としない場合、授業日数及び出校の対象ではない児童生徒等の出欠の取扱いは次の通りとする。

- ① 一部の学年を出校の対象としない場合、当該学年について当該日は授業日数に含めない。
- ② 一部のクラス又は一部の児童生徒等を出校の対象としない場合、当該日は学年全体の授業日数に含まれ、出校の対象である児童生徒等については出欠の記録をするが、出校の対象ではない児童生徒等については「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

（2）クラスをいくつかに分割し、分割した一部の児童生徒等を別教室等で授業と同等の課題に取り組みませ学習させる場合又は授業のライブ配信の受信により学習させる場合等は、当該日を授業日数に含め、出欠の記録をする。

（担当）

学校企画課企画人事スタッフ（0852-22-5411）

教育指導課学力育成スタッフ（0852-22-6132）

特別支援教育課指導スタッフ（0852-22-5988）

保健体育課学校体育グループ（0852-22-5426）

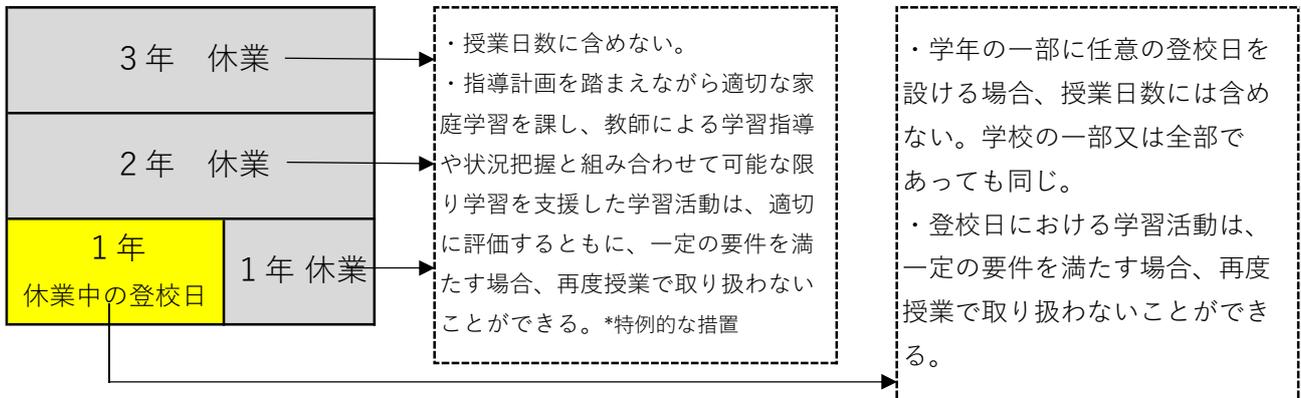
保健体育課健康づくり推進室（0852-22-6145）

別添 1

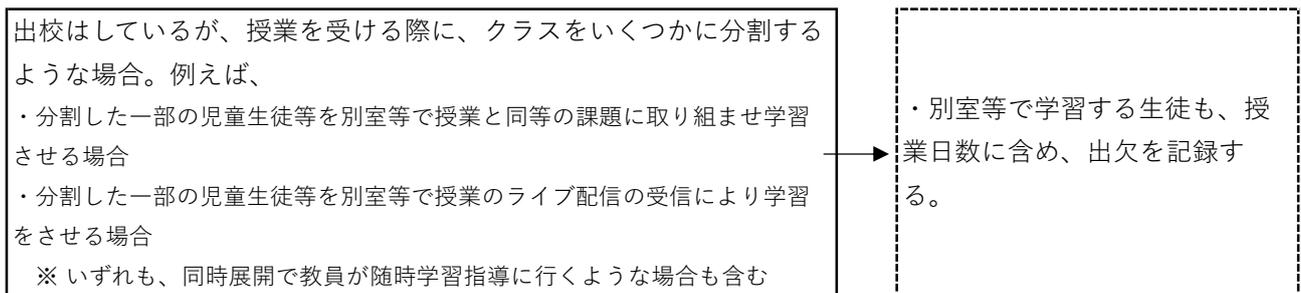
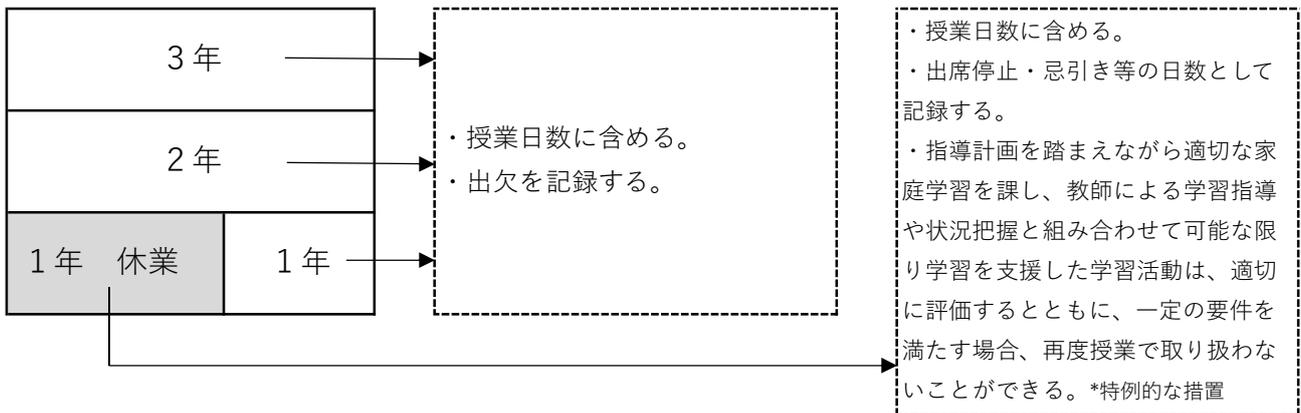
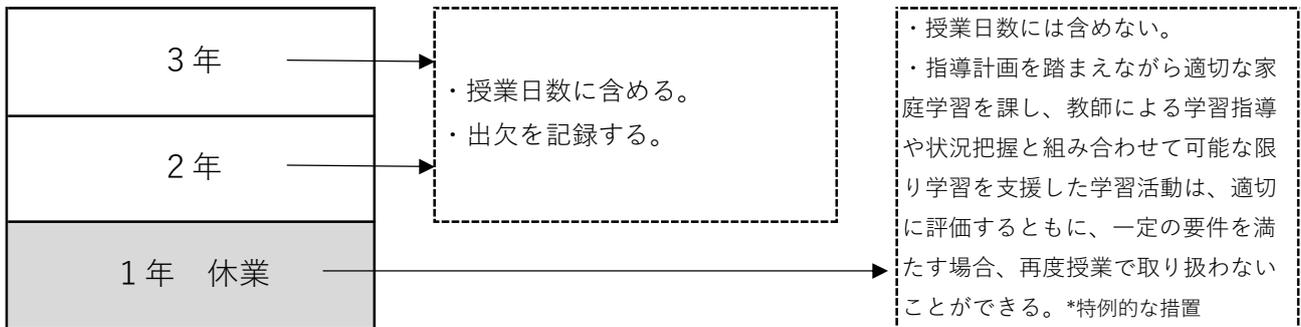
(高等学校・特別支援学校)

授業日数の取り扱いについて

【学校の全部を休業】



【学校や学年の一部を休業する場合など（学校再開後の分散登校）】



★ 授業日数－出席停止・忌引き等の日数及び留学中の日数＝出席しなければならない日数

学校再開後の分散登校における出欠の取扱いについて

1 学校再開後（臨時休業中ではない）の分散登校での出欠の取扱い

【例 1】

		月		火		
		単一	重複	単一	重複	
小学部	1年	登校	登校			出席 ①登校日指定の児童生徒等が登校した場合 臨時休業 ②学年全てが登校日指定されてなく登校していない場合 出席等 ③学年の一部が登校日指定されてなく登校していない場合 ※重複学級で学年をまたいだ学級
	2年		登校	登校		
	3年	登校	登校			
	4年			登校	登校	
	5年	登校			登校	
	6年			登校	登校	
中学部	1年	登校	登校			
	2年		登校	登校		
	3年	登校			登校	
高等部	1年	登校			登校	
	2年			登校	登校	
	3年	登校	登校			

①登校日に指定され、登校した場合は「出席」として扱うこと。欠席した場合は、保護者から理由を確認し、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断した場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録できる。

②学年全てが登校日に指定されていない場合は、その学年全てを臨時休業として、授業日として取り扱わない。

③学年の一部が登校日に指定され、一部が指定されなかった場合に、指定されて登校した場合は「出席」として扱う。指定されず登校しなかった場合は、「出席停止・忌引き等の日数」として取り扱う。

※③については、学級ごとに分散登校の登校日に指定し、その中に複数学年の児童生徒等が在籍している学級が含まれた場合などが想定される。

【例 2】学部ごとに分散登校

	月	火	水	
小学部	登校			出席 ①登校日指定の児童生徒等が登校した場合 臨時休業 ②学年全てが登校日指定されてなく登校していない場合 ※この例の場合は学部全体が指定されていない
中学部		登校		
高等部			登校	

①登校日に指定され、登校した場合は「出席」として扱うこと。欠席した場合は、保護者から理由を確認し、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断した場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録できる。

②学部全てが登校日に指定されていない場合は、該当学部の全学年の全てを臨時休業として、授業日として取り扱わない。